

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	個人住民税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税事務			
②事務の内容 ※	<p>当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>【賦課に関する事務】 個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して課税を行い、以下の事務により管理を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書等)を収集する。 ②課税資料の内容を基幹システムにデータ入力する。 ③課税資料から個人を特定した一意の番号で賦課期日現在の宛名情報と突合させる。 ④賦課期日現在本市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、本市に課税権がないと判断された場合には、住民登録地に課税資料を回送する。 ⑤同一納稅義務者に課税資料が複数提出されている場合は、合算内容を確認・修正する。 ⑥賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 ⑦税額決定通知書を送付する。(特別徴収の場合は、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。) ⑧生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受付して減免を行う。 ⑨納稅義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 ⑩特別徴収納稅義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納稅義務者に対し納稅通知書を送付する。 ⑪未申告者への申告勧奨や申告内容の調査を行う。 <p>【税収納・納稅管理に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①納稅情報を管理する。 ②納期限を過ぎても完納されない場合は、納稅者に督促状を送付する。 ③過納付・納入もしくは、誤納付・納入が生じた場合、還付・充当を行う。 <p>【証明に関する事務】 課税証明書、納稅証明書の交付請求に基づき、課税状況・納付状況を確認し証明書を交付する。</p>			
③対象人数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;">[30万人以上]</td> <td style="width: 10%; padding: 5px; text-align: center;"><選択肢></td> <td style="width: 60%; padding: 5px; text-align: center;">1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</td> </tr> </table>	[30万人以上]	<選択肢>	1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
[30万人以上]	<選択肢>	1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム(税総合システム)
②システムの機能	<p>【課税処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料登録機能 納税義務者等から提出される課税資料を登録する。 ・課税機能 申告情報等の各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・通知書作成機能 <ul style="list-style-type: none"> i 普通徴収納税義務者宛の納税通知書を出力する。 ii 特別徴収義務者及び特別徴収納税義務者宛の税額決定通知書を出力する。 ・異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特別徴収義務者からの異動届出書を基に徴収方法の変更を行う。 ・減免申請受付登録機能 減免申請書を基に審査結果を登録する。 ・更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行い、税額変更通知書を出力する。 <p>【発行・通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行機能 交付請求に応じて課税(非課税)証明書を出力する。 ・通知書発行機能 納税通知書兼変更通知書、各種照会書(扶養照会等)を出力する。 <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参照機能 <ul style="list-style-type: none"> i 課税台帳から、所得、控除、税額、期割等を参照する。 ii 事業所情報を参照する。 <p>【統計・調定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計資料作成機能 必要な統計資料を作成する。 ・調定表作成機能 課税処理結果を基にした調定表を出力する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (イメージ管理システム)</p>

システム2

①システムの名称	税宛名システム(税総合システム)
②システムの機能	<p>【宛名照会機能】 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報、個人番号を照会する。</p> <p>【住登外者の登録・更新機能】 住登外者の宛名情報・個人番号を登録・更新する。</p> <p>【住記連携機能】 住民記録システムの異動データから税宛名システムへ連携する。</p> <p>【宛名情報連携機能】 共通基盤システムを介して、団体内統合宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する。住民記録システムの異動データから税宛名システムへ連携する。</p> <p>【口座振替管理機能】 口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。</p>

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[] その他 ())

システム3

①システムの名称	収納管理システム(税総合システム)
②システムの機能	<p>【収納管理事務機能】 ・個人住民税システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 ・住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。</p> <p>【還付・充当事務機能】 ・過納付・納入もしくは誤納付・納入が生じた場合、還付・充当通知書を出力し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。</p> <p>【証明書発行機能】 ・交付請求に応じて、納税証明書を発行する。</p> <p>【督促状発行機能】 ・地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等に送る督促状を出力する。</p> <p>【参照・収納情報参照機能】 ・課税・収納情報等を参照する。</p> <p>【各種資料作成機能】 ・収入日計表、収入月計表等の各種会計資料を作成する。 ・必要な統計資料を作成する。</p> <p>【決算処理機能】 ・調定額、収入額について、最終的な計算を行い決算額を確定する。 ・不納欠損を除いた滞納分については、翌年度への繰越処理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4

①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)
②システムの機能	地方税における電子申告、電子申請・届出、電子納税に係るデータが、地方税共同機構からeLTAXを通じて送信され、受信サーバーのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。 I 納付・支払報告書や公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書のダウンロード機能 II 特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)のアップロード機能 III 申告データ審査・照会機能 IV 申請・届出データ審査・照会機能 V 電子納税データ連携機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

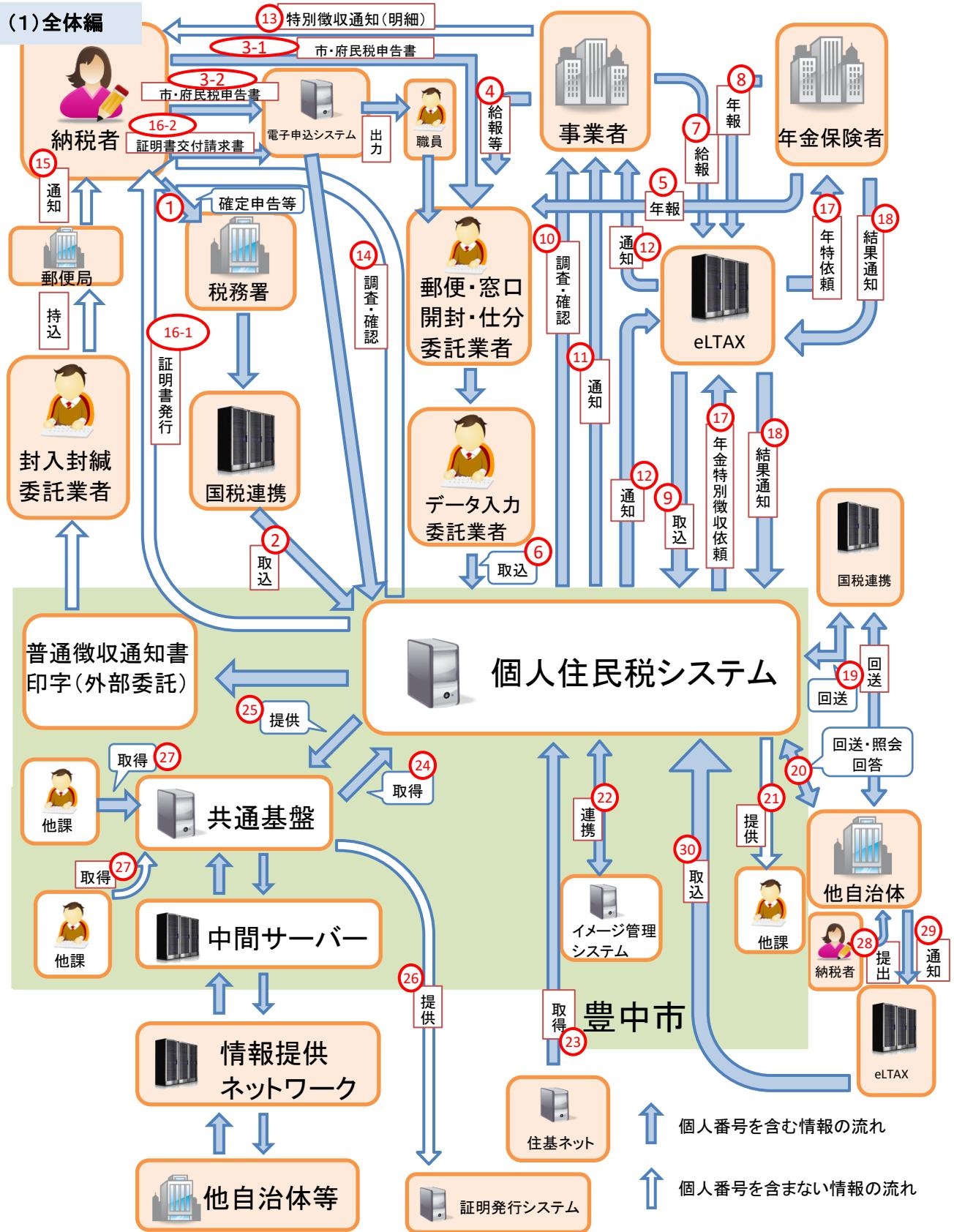
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)が、国税庁から地方税共同機構を経由して送信され、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送、扶養是正情報・住民登録外課税通知の送受信などを行っている。</p> <p>I 確定申告データ(e-Taxデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 II 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 III 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 IV 団体間回送機能 V 扶養是正情報・住民登録外課税通知の送受信機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6	
①システムの名称	イメージ管理システム
②システムの機能	<p>課税資料(所得税確定申告書、市・府民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を取り込んで名寄せし、一元管理するシステム。 紙の資料については、スキャナを使って画像を取り込む。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	共通基盤システム（庁内連携システム）
②システムの機能	<p>1. 統合データベース管理機能 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。</p> <p>2. コード変換機能 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コード等のコード変換テーブル等を管理する。</p> <p>3. 各業務システムとの情報連携機能 ・各業務システムの情報を税総合システムに連携する。 ・各業務システムに個人住民税情報を連携する。</p> <p>4. 団体内統合宛名システム(以下「宛名システム」という。)との情報連携機能 個人番号、氏名、住所、性別、生年月日(以下4情報)、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。</p> <p>5. 中間サーバー連携機能 番号法の別表第2に定められた情報照会者に提供するための個人住民税情報を中間サーバーに連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (住民情報系の各業務システム、中間サーバー)</p>

システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（宛名システム）
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として、団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。</p> <p>4. 庁内連携システム連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 （住民情報系の各業務システム、中間サーバー）</p>
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号（以下、「符号」という。）と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する。</p> <p>7. 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェースシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 （</p>

システム10	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>【機構への情報照会】 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ())
システム11	
①システムの名称	NTAXシステム
②システムの機能	確定申告書データを取り込み、イメージ管理システムへの連携と、税総合システムへ取り込みするためのデータを作成するシステム。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="radio"/> 税務システム <input checked="" type="radio"/> その他 (イメージ管理システム))
システム12	
①システムの名称	電子申込システム
②システムの機能	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット(電子)から各種届出や申請の申込をするシステム。このシステムを使用し、市・府民税申告書の電子申告や各種証明書の電子での交付請求及び市税過誤納金の電子での還付請求を受付する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ())
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税ファイル、(2)収納管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料に個人番号が記載されるようになり、その課税資料に基づき賦課情報を作成するため。 ・納税者に対する課税・納税業務を適正に行うため。 ・賦課情報は共通基盤から中間サーバーに提供され、情報提供ネットワークシステムを介して、他市町村・他機関にて利用されるため。 ・過誤納還付金を、登録済の公金受取口座への振込を希望する納税者に対応するため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人特定、名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られる。 ・減免申請の際の生活保護受給証明書の添付書類が不要となる。 ・扶養控除の適用要件の確認において、事務の効率と正確性が向上する。 ・過誤納還付金振込口座の確認において、事務の効率と正確性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(別表第一の第16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) ・番号法第19条第9号 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課・税務管理課
②所属長の役職名	市民税課長・税務管理課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

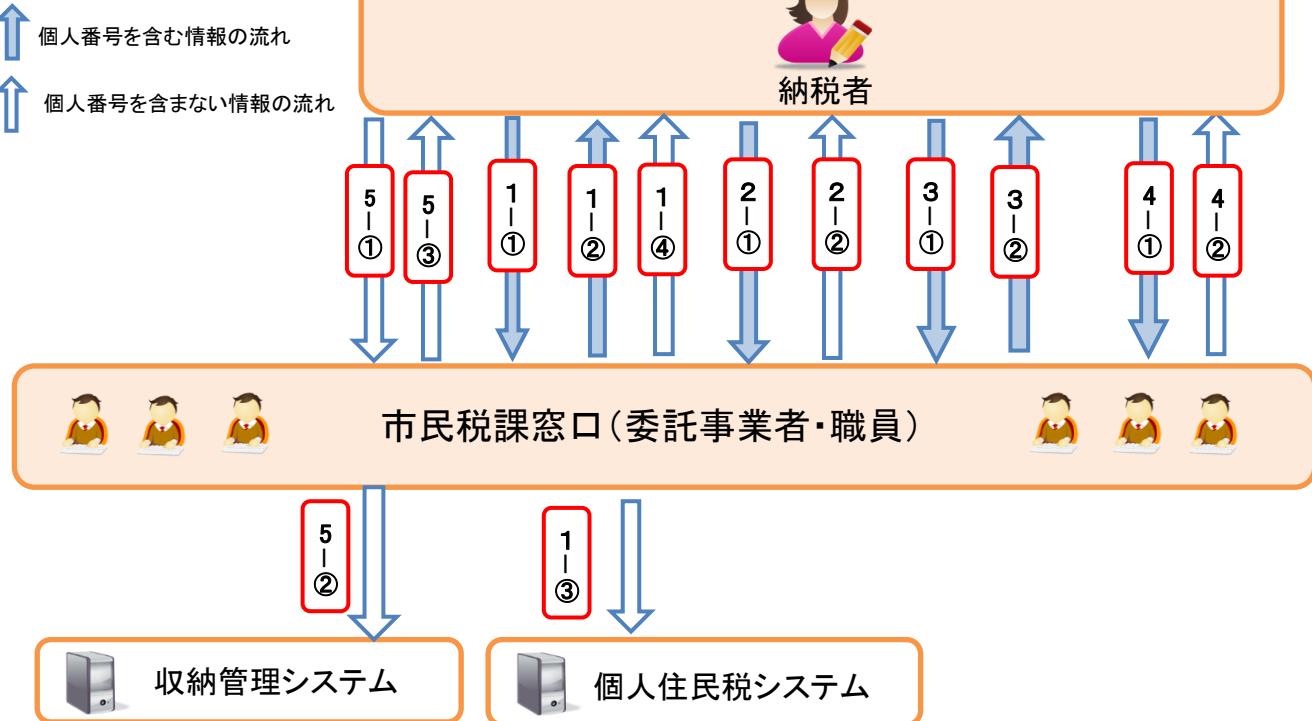


(備考)

(1)全体編

- ① 確定申告書・修正申告書・更正の請求・法定支払調書等が提出される。
- ② 各種申告書データを、税総合システムに取り込む。
- ③-1 窓口または郵送で市・府民税申告書が提出される。
- ③-2 電子申込システムにより市・府民税申告書が提出される。
- ④ 給与支払報告書・異動届・特別徴収切替依頼書等が提出される。
- ⑤ 年金支払報告書が提出される。
- ⑥ データ化された市・府民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書を、税総合システムに取り込む。
- ⑦ 給与支払報告書・異動届・特別徴収切替依頼書等がデータ形式で提出される。
- ⑧ 年金支払報告書がデータ形式で提出される。
- ⑨ 給与支払報告書・年金支払報告書のデータを取り込む。各種届出書は(職員が)印刷したのち、(委託事業者が)入力し、(職員が)照合する。
- ⑩ 提出された給与支払報告書・異動届について、内容確認や未提出者について調査する。
- ⑪ 事業者へ特別徴収の通知を送付する。(当分の間、個人情報の記載はしないこととなっている)
- ⑫ eLTAXを通じて、事業者へ特別徴収の通知を行う。
- ⑬ 従業員へ特別徴収通知書(個人別明細)が渡される。
- ⑭ 調査及び扶養等、申告内容の確認を行う。
- ⑮ 市民税・府民税 税額決定・納税通知書を納税者に送付する。
- ⑯-1 本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。
- ⑯-2 電子申込システムにより課税証明書交付請求書が提出される。
- ⑰ 年金特別徴収の税額について、依頼する。
- ⑱ 年金特別徴収の依頼について、結果が通知される。
- ⑲ 他市区町村に納稅義務者がいる場合、国税連携システムを通じて資料を回送する。
- ⑳ 資料の回送、所得照会、課税されていないかの確認等を行う。
- ㉑ 庁内他課システム向けデータを作成し提供する。
- ㉒ 課税対象者情報をイメージ管理システムに提供。対象者に紐づいた資料イメージを参照する。
- ㉓ 住民基本台帳ネットワークを利用して、住民登録がない者の個人番号を取得する。
- ㉔ 他課及び他機関の情報を取得する。
- ㉕ 個人住民税の賦課情報を提供する。
- ㉖ 証明書請求に基づきコンビニのマルチコピー機や、庁内に設置している自動交付機へ証明書情報を提供する。
- ㉗ 庁内他課が業務に必要なデータを取得する。
- ㉘ 寄附金税額控除に係る申告特例申請書が提出される。
- ㉙ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書をデータで送信する。
- ㉚ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書を税総合システムに取り込む。

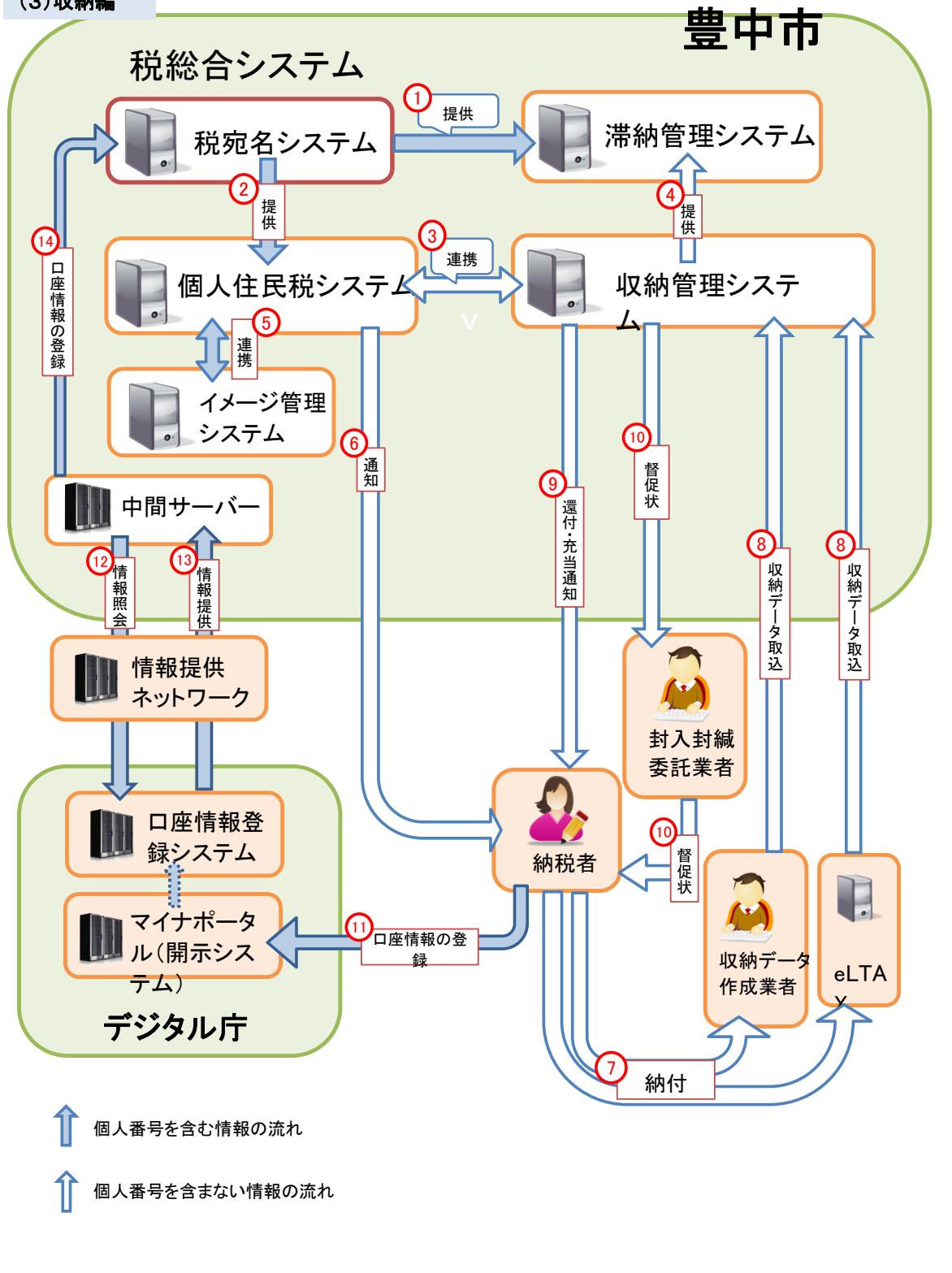
(2)窓口編



(2)窓口編

- 1) 市・府民税申告書の提出を受付する場合
 - 1-① (委託事業者が)申告内容及び添付資料を点検のうえ、提出を受付する。
 - 1-② (委託事業者が)添付不要資料や申告書の控えを返却する。
 - 1-③ (委託事業者が)申告内容を個人住民税システムにデータ入力し、(職員が)入力された内容を照合し、納税通知書を発行する。
 - 1-④ (委託事業者が)市民へ納税通知書を手渡しし、課税内容の説明を行う。
- 2) 課税内容の確認のため来庁された場合
 - 2-① (委託事業者が)本人確認と納税通知書の有無を確認する。
 - 2-② 給与又は年金収入のみの方の場合は、(委託事業者が)課税説明を行い、左記以外の場合は、(職員が)行う。
※その際、本人確認ができる場合は、税総合システムの課税台帳を確認して説明を行う。本人確認ができなかった場合は、税の一般的な事例にとどめた説明を行う。
- 3) 各種提出物、届出書を受付する場合
 - 3-① (委託事業者が)提出物、届出書の記載内容を点検する。
 - 3-② (委託事業者が)受付印を押印し、控えを返却する。
※提出物…「給与支払報告書(*)」「給与所得者異動届出書(*)」「特別徴収義務者名称・所在地等変更届出書」
※届出書…「送付先等登録・変更・削除申出書」「納税管理人設定・変更届出書」「相続人代表者指定・変更届出書」
(*)が付いている書類は、個人番号を記入する。
- 4) (当初時期のみ)確定申告書(※完成したものに限る)の受領
 - 4-① (委託事業者が)確定申告書を受領し、住所・氏名・マイナンバーの記入漏れの有無を点検する。
 - 4-② (委託事業者が)確定申告書の控えを返却する。
- 5) 納税証明書の請求があった場合
 - 5-①(委託事業者が)納税証明書の請求を受付し、記載内容の確認を行う。
※出張所窓口で請求があった場合は、出張所職員が請求書を納税証明書発行窓口にFAXで送付後、同様の処理を行う。
 - 5-②(委託事業者が)納税状況を確認し、納税証明書を発行する。
※出張所窓口での受付分は、発行先を出張所のプリンタに指定する。
 - 5-③(委託事業者が)納税証明書を交付する。
※出張所窓口での受付分は、出張所職員が交付する。

(3) 収納編



(備考)

事務の流れ(収納編)

- ① 宛名システムより滞納整理対象者情報を作成する。
- ② 宛名システムより課税対象者情報を作成する。
- ③ 調定額と消込額のデータを連携する。
- ④ 調定額と消込額のデータを提供する。
- ⑤ 課税対象者情報をイメージ管理システムに提供。対象者に紐づいた資料イメージを参照する。
- ⑥ 市民税・府民税 税額決定・納税通知書を納税者に送付する。
- ⑦ コンビニ・金融機関・郵便局・口座振替・eLTAX・クレジットカード・スマートフォン決済等を利用し納付する。
- ⑧ 収納データを取り込みし、消込処理を行う。
- ⑨ 納め過ぎとなった税額を還付・充当する。
- ⑩ 納期限までに完納しなかった納税者に督促状を送付する。

※過誤納等で還付が発生した場合(⑧と⑨)の間に以下の事務)

- ⑪ 納税者がマイナポータルを通じて公的給付口座情報を登録
- ⑫ 中間サーバーを通じて口座情報を照会
- ⑬ 照会結果受領
- ⑭ 税宛名システムの口座情報を登録

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)個人住民税ファイル、(2)収納管理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者及びその扶養親族。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (口座関連情報) 	
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:申告情報の個人を正確に特定するため。 ・その他識別情報(内部番号):収納・滞納情報管理ファイルと突合し、対象者を正確に特定するため。 <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4情報:通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等):本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報:課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報:申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・地方税関係情報:所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・医療保険関係情報:社会保険料支払額を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・障害者福祉関係情報:障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定のため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・年金関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他:口座情報を管理するため。 	

	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		財務部 市民税課・税務管理課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険資格課、福祉事務所、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構除く)、金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度		<p>I 定期的に入手する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書について1～4月にかけて複数回入手 ・障害者福祉関係情報について、2月に入手 ・生活保護情報について、1月と3月に入手 ・1月1日世帯情報について、1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報について、5月、6月、8月、10月、12月、2月、4月に年金保険者から入手 <p>II 個別的に対応する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名情報について、住民基本台帳が更新される都度入手 ・5月以降、新規申告及び、税額更正に関する申告時に入手 ・各種届出が提出される都度入手 ・口座振替の申込みがあった都度入手 ・公金受取口座への過誤納還付金振込の申込みがあった都度入手
④入手に係る妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書により入手する。 ・課税、収納情報を適正に管理するため。
⑤本人への明示		地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に明示している。
⑥使用目的 ※		課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行い、収納情報を適正に管理するため。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部 市民税課・税務管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

	<p>I 課税対象者情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があつた者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 <p>II 課税事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 <p>⑧使用方法 ※</p> <p>III 収納管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納されない納税者に対して督促状を発送する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 <p>IV 還付充当処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を作成する。 <p>V 証明書発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付請求があつたものについて、課税状況・収納状況を確認の上、課税証明書、納税証明書を交付する。
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動により変更された特定個人情報については、業務間連携システムを介し、個人住民税ファイルと内部番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ・減免申請書の減免理由と、情報提供ネットワークシステムにより参照した生活保護情報を突合し、減免申請内容を確認する。
情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者数、調定額・収納額などの統計は行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・申告内容の正当性を確認し、個人住民税額を決定する。 ・生活保護等の理由による減免決定を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	個人住民税システム(税総合システム)の保守
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)
⑤委託先名の確認方法	豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能
⑥委託先名	日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。
	⑨再委託事項 上記委託内容と同様

委託事項2		府内連携システム・宛名システムの保守							
①委託内容		府内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>							
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">特定個人情報ファイルの範囲と同様</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様						
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">府内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。</td> </tr> </table>		その妥当性	府内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。						
その妥当性	府内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。								
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)</p>							
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能							
⑥委託先名		日本電気株式会社							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>	[再委託する]	1) 再委託する 2) 再委託しない					
	⑧再委託の許諾方法	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。							
	⑨再委託事項	上記委託内容と同様							

委託事項3		課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン・照会等の内部業務委託
①委託内容		提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・確認・問合せ、スキャニング処理、システム入力、所得照会回答、資料回送、返戻調査を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	納稅義務者、特別徵収義務者
	その妥当性	短期間で大量の課税資料を処理し、税の賦課・徵収に係る業務を執行するために必要である。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[○] その他 (当システム内で入力作業を行う)</p>
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能
⑥委託先名		株式会社パソナ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。
	⑨再委託事項	紙で提供された課税資料のパンチ入力業務
委託事項4		窓口受付業務
①委託内容		来庁者の案内、市・府民税申告書の受付やシステム入力、各種届出書等の受付、課税内容の説明、過年度課税証明書の発行、納稅証明書の発行、当初時期の確定申告書受領作業を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	納稅義務者、特別徵収義務者
	その妥当性	税の賦課・徵収に係る業務を執行するために必要である。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[○] その他 (当システム内で入力作業を行う)</p>
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能

⑥委託先名		株式会社パソナ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (67) 件	[○] 移転を行っている (37) 件 [] 行っていない
提供先1		番号法 第19条第8号 (別表第二)に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠		番号法 第19条第8号 (別表第二)	
②提供先における用途		番号法別表第二に定める各事務	
③提供する情報		地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線 [] 電子メール
		[] フラッシュメモリ	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先2		給与特別徴収義務者	
①法令上の根拠		番号法 第19条第1号	
②提供先における用途		給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報		給与特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		特別徴収の対象となる給与所得者	
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 専用線 [] 電子メール
		[] フラッシュメモリ	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		当初課税及び更正時(月1回)	

提供先3	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法 第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(2ヶ月に1回)
提供先4	国税庁
①法令上の根拠	番号法 第19条第10号
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。
③提供する情報	扶養控除関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	5月、7月に一括で提供。その後は必要がある場合に隨時提供。
提供先5	自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示請求者
①法令上の根拠	豊中市個人情報保護条例第18条
②提供先における用途	自己情報の開示
③提供する情報	個人住民税ファイルに記録されている請求者本人の個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様

⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	請求があつた都度	
提供先6	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、政令第22条	
②提供先における用途	市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住登外の二重課税防止)	
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙
⑦時期・頻度	隨時	
提供先7	番号法第9条第2項に基づく条例を規定し、個人情報保護委員会に情報連携を認められた地方自治体の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	提供先の自治体が条例に定める事務	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあつた都度	

移転先1	番号法 第9条第1項(別表第一)に定める同一機関内の事務実施者(別紙2参照)	
①法令上の根拠	番号利用条例 第3条	
②移転先における用途	番号法 第9条第1項(別表第一)に定める各事務(別紙2参照)	
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	年1回(当初課税)、毎日(賦課更正分)	
移転先2	番号利用条例 第3条(別表第2)に定める事務実施者(別紙3参照)	
①法令上の根拠	番号利用条例 第3条	
②移転先における用途	番号利用条例 第3条(別表第2)に定める各事務(別紙3参照)	
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	年1回(当初課税)、毎日(賦課更正分)	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>セキュリティゲートにて入退室管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</p> <p>特定個人情報が記載された、届出書・申告書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。</p> <p><税総合システムにおける措置></p> <p>①税総合システム・イメージ管理システム・NTAXシステムはデータセンターに設置している。 データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、顔認証等により事前申請との照合を行う。またデータセンターは24時間365日有人監視を行っている。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された税総合システムサーバーのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 [10年以上20年未満] 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>			
	その妥当性	法定の更正期間に対応するため。			
③消去方法	<p>保管期間を過ぎたデータについては適宜システムから削除を行い、ハード更改の際は物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>				
7. 備考					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

主な特定個人情報ファイル記録項目
(賦課ファイル)

項目名
1 宛名番号
2 住記宛名番号
3 宛名力ナ氏名
4 宛名方書
5 課税年度
6 相當年度
7 履歴番号
8 世帯番号
9 続柄CD
10 宛名氏名
11 宛名住所
12 内特徴区分
13 状態区分
14 居住区分
15 生年月日
16 性別CD
17 徴収区分
18 課税区分
19 所得割非課税事由
20 均等割非課税事由
21 発付日
22 決定年月日
23 強制課税区分
24 減免区分
25 減免通知年月日
26 減免事由
27 減免申請年月日
28 被災年月日
29 被災状況CD
30 受付開始年月日
31 給報資料枚数
32 年金資料枚数
33 確申資料枚数
34 地申資料枚数
35 その他資料枚数
36 課税月
37 課税期
38 変更月
39 変更期
40 異動CD
41 異動事由
42 通知異動CD1
43 通知異動事由1
44 通知異動CD2
45 通知異動事由2
46 通知異動CD3
47 通知異動事由3
48 その他事由
49 異動年月日
50 特徴異動区分

項目名
51 特徴異動年月
52 徴収期
53 納入月
54 過年度区分
55 通知書番号
56 兩年度異動区分
57 資料番号
58 資料番号枝番
59 資料区分
60 内部資料区分
61 指定番号
62 特徴個人番号
63 支払者番号
64 受給者番号
65 夫有区分
66 乙欄区分
67 死亡退職区分
68 災害者区分
69 外国人区分
70 就職区分
71 就職年月日
72 退職区分
73 退職年月日
74 年調済区分
75 前職区分
76 普徴区分
77 訂正分給報区分
78 非合算区分
79 強制均等割課税区分
80 租税条約区分
81 生活扶助区分
82 他市回送区分
83 配特適用区分
84 平均課税適用区分
85 減額申告区分
86 電話番号
87 青白区分
88 納税者番号
89 控配区分
90 特定扶養数
91 同居老人扶養数
92 老人扶養数
93 その他扶養数
94 扶養数予備
95 同居特障数
96 特別障害数
97 普通障害数
98 本人老年者区分
99 本人障害者区分
100 本人寡婦夫区分

項目名
101 本人勤労学生区分
102 本人未成年区分
103 本人老寡勤区分
104 専従青白区分
105 配専区分
106 他専人数
107 本人専従者区分
108 徴収方法区分
109 総合短期特控条文CD
110 総合長期特控条文CD
111 分離短期一般条文CD
112 分離短期軽減条文CD
113 分離長期一般条文CD
114 分離長期特定条文CD
115 分離長期軽課条文CD
116 分離長期居住条文CD
117 配当課税方式区分所
118 配当課税方式区分住
119 謙渡課税方式区分所
120 謙渡課税方式区分住
121 申告種類特農
122 還付申告区分
123 合算済区分
124 合算主従判定CD
125 合算優先順位
126 合算資料区分
127 合算修正区分
128 合算エラー区分1
129 合算エラー区分2
130 合算エラー区分3
131 合算確認区分
132 合算予備1
133 年金特徴対象区分
134 主給報一連番号
135 主申告書一連番号
136 主資料一連番号
137 給与収入
138 年金収入
139 営業等所得
140 農業所得
141 他事業所得
142 不動産所得
143 利子所得
144 株式配当所得
145 株式配当所得_住
146 外貨証券配当所得
147 他証券配当所得
148 少額配当所得
149 その他配当
150 配当所得計

項目名	項目名	項目名
151 紿与所得	201 山林特前	251 地震保険料控除
152 算出給与所得	202 山林特控	252 地保算出控除_所
153 年金所得	203 山林特例特控	253 旧損保長期支払額
154 算出年金所得	204 山林所得	254 地保支払額
155 その他雑所得	205 退職控除	255 寄附金控除_所
156 算出その他雑所得	206 退職所得_所	256 老年寡婦夫控除
157 雜所得計	207 退職所得_住	257 算出老年寡婦夫控除
158 算出雑所得計	208 特例肉用牛価格	258 寡婦控除
159 総合短期特控前	209 特例肉用牛所得	259 算出寡婦控除
160 総合短期特控	210 免税所得	260 寡夫控除
161 総合短期所得	211 非課税所得	261 算出寡夫控除
162 総合長期特控前	212 変動所得現年	262 勤労障害者控除
163 総合長期特控	213 変動所得前年	263 算出勤労障害者控除
164 総合長期所得	214 変動所得前夕年	264 障害者控除
165 一時所得特前	215 臨時所得	265 算出障害者控除
166 一時所得特控	216 平均課対象額	266 勤労学生控除
167 一時所得	217 算出平均課対象額	267 算出勤労学生控除
168 譲渡一時所得計	218 総所得金額等	268 配偶者控除
169 算出譲渡一時所得計	219 合計所得金額	269 算出配偶者控除
170 所得合計	220 控除使用可能額	270 配偶者特別控除
171 算出所得合計	221 算出株式所得計	271 算出配偶者特別控除
172 特定支出控除	222 算出所得合計_住	272 配偶者合計所得
173 配当所得計_住	223 株合計所得金額_住	273 所得控除計
174 土地等事業	224 総合純縁損控	274 算出所得税控除計
175 土地等雑	225 土地等縁損控	275 寄附金支払市条例分
176 分短一般特前	226 分短一般純損控	276 寄附金支払府条例分
177 分短一般特控	227 分短軽減純損控	277 寄附金支払地公体
178 分短一般	228 分長一般純損控	278 寄附金支払_住
179 分短軽減特前	229 分長特定純損控	279 雜損控除住
180 分短軽減特控	230 分長軽課純損控	280 医療費控除住
181 分短軽減	231 特定居住純損控	281 社会保険料控除住
182 分長一般特前	232 山林純縁損控	282 小規模共済控除住
183 分長一般特控	233 純縁損控計	283 生命保険料控除住
184 分長一般	234 算出純縁損控計	284 地保控除住
185 分長特定特前	235 雜縁損控	285 寄附金控除住
186 分長特定特控	236 本年縁損控	286 本人障害者控除住
187 分長特定	237 株式純損控	287 老年者控除住
188 分長軽課特前	238 先物純損控	288 寡婦夫控除住
189 分長軽課特控	239 上株配当縁損控	289 寡婦特別控除住
190 分長軽課	240 雜損控除	290 勤労学生控除住
191 分長居住特前	241 医療費控除	291 配偶者控除住
192 分長居住特控	242 社会保険料控除	292 配偶者特別控除住
193 分長居住	243 小規模共済控除	293 同居老人扶養控除住
194 未公開株式譲渡	244 生命保険料控除	294 老人扶養控除住
195 株式公開分	245 生保算出控除_所	295 特定扶養控除住
196 株式所得計	246 旧生保支払額	296 その他扶養控除住
197 上場株式譲渡	247 旧個人年金支払額	297 年少扶養控除住
198 源泉上場株式譲渡	248 新生保支払額	298 同居障害控除住
199 上場株式配当	249 新個人年金支払額	299 特障控除住
200 先物取引	250 介護医療支払額	300 他障害控除住

項目名
301 基礎控除住
302 住民税控除計
303 専従者控除額
304 算出専従者控除額
305 源泉所得控除計
306 算出源泉所得控除計
307 青色申告控除額
308 人の控除額計住
309 総合課標所入
310 算出総合課標
311 山林課標所入
312 算出山林課標
313 退職課標所入
314 算出退職課標
315 総合課標
316 土地等課標
317 分短一課標
318 分短軽課標
319 分長一課標
320 分長特課標
321 分長課課標
322 株式課標
323 上場株式課標
324 上株配当課標
325 先物取引課
326 山林課標
327 退職課標
328 肉用牛課標
329 特例適用配当等所得
330 特例適用利子等所得
331 特例医療費控除
332 医療費支払額
333 医療費補填額
334 特例医療費控除住
335 総合所税入
336 総合所税
337 土地等税入
338 土地等所税
339 分離短期税入
340 分離短期所税
341 分離長期税入
342 分離長期所税
343 株式税入
344 株式所税
345 上株譲渡税入
346 算出上株譲渡税入
347 上株配当税入
348 算出上株配当税入
349 先物取引税入
350 先物所税

項目名
351 山林税入
352 山林所税
353 退職税入
354 退職所税
355 配当控除入
356 算出配当控除
357 投資リース控除
358 住宅借入特別控
359 政党等寄附金特別控除
360 差引所得税額
361 災害減免入
362 外税控除
363 他税額控除
364 基準所得税額入
365 基準所得税額
366 源泉税額入
367 申告納税額
368 予定納税額
369 外国所得税等
370 外国税額控除限度
371 特例肉用牛税入
372 特例肉用牛所税
373 源泉税額
374 配当割額
375 譲渡所得割
376 市均等割輕減額
377 耐震改修等特控
378 住宅借入特例控
379 バリアフリー特控
380 電子申告特別控除
381 住宅控除見込
382 市住宅控除見込
383 府住宅控除見込
384 住宅控除可能額
385 住宅控除見込2
386 新住宅控除見込
387 控除前所得税入
388 NPO等寄附控除
389 復興特別所得税入
390 復興特別所得税
391 合計所得税額入
392 合計所得税額
393 市総合
394 市分離土地
395 市分離短期一
396 市分離短期軽
397 市分離長期一
398 市分離長期特
399 市分離長期課
400 市株式

項目名
401 市上場株式
402 市上場株式配当
403 市先物取引
404 市山林
405 市退職
406 市肉用牛
407 市所得割合計
408 市配当控除
409 市証券配当控除
410 市外貨配当控除
411 市個人外国税
412 市法人外国税
413 市所割調整額
414 市減税前所割
415 市所割減免額
416 市減免後所割
417 市減免前均割
418 市均割減免額
419 市減免後均割
420 市既課差引所割
421 市既課差引均割
422 市減免前所割
423 市配当割額
424 市譲渡割額
425 市配当譲渡割合計
426 市配当所得割控除額
427 市譲渡所得割控除額
428 市所得割控除額
429 市老年者特例控除額
430 市控除不足額
431 市住宅控除額
432 市人の控除軽減額
433 市変動控除額
434 市旧税率総合
435 市寄附基本控除額
436 市寄附特例控除額
437 市寄附税額控除額
438 府総合
439 府分離土地
440 府分離短期一
441 府分離短期軽
442 府分離長期一
443 府分離長期特
444 府分離長期課
445 府株式
446 府上場株式譲渡
447 府上場株式配当
448 府先物取引
449 府山林
450 府退職

項目名
451 府肉用牛
452 府所得割合計
453 府配当控除
454 府証券配当控除
455 府外貨配当控除
456 府個人外国税
457 府法人外国税
458 府所割調整額
459 府減税前所割
460 府所割減免額
461 府減免後所割
462 府減免前均割
463 府均割減免額
464 府減免後均割
465 府既課差引所割
466 府既課差引均割
467 府減免前所割
468 府配当割額
469 府讓渡割額
470 府配當讓渡割合計
471 府配當所得割控除額
472 府讓渡所得割控除額
473 府所得割控除額
474 府老年者特例控除額
475 府控除不足額
476 府住宅控除額
477 府人の控除軽減額
478 府変動控除額
479 府旧税率総合
480 府寄附基本控除額
481 府寄附特例控除額
482 府寄附税額控除額
483 所得割合計
484 均等割合計
485 年税額
486 特徴税額
487 特徴市所得割額
488 特徴府所得割額
489 特徴市均等割額
490 特徴府均等割額
491 普徴税額
492 普徴市所得割額
493 普徴府所得割額
494 普徴市均等割額
495 普徴府均等割額
496 既課税額
497 市所得割既課税額
498 府所得割既課税額
499 市均等割既課税額
500 府均等割既課税額

項目名
501 減免額
502 配当控除
503 市外国税額控除最大値
504 府外国税額控除最大値
505 所得割控除額
506 配当割還付
507 譲渡割還付
508 還付額合計
509 配当控除額
510 譲渡控除額
511 充當額合計
512 既充當債権額
513 他分普徴税額
514 他普市所得割額
515 他普府所得割額
516 他普市均等割額
517 他普府均等割額
518 年金対象税額
519 年金市所得割額
520 年金府所得割額
521 年金市均等割額
522 年金府均等割額
523 年分普徴税額
524 年金特徴税額
525 年特市所得割額
526 年特府所得割額
527 年特市均等割額
528 年特府均等割額
529 年金分普徴1期
530 年金分普徴2期
531 1期_過1期_税額
532 1期_過1期_充当額
533 2期_過2期_税額
534 2期_過2期_充当額
535 3期_過3期_税額
536 3期_過3期_充当額
537 4期_過4期_税額
538 4期_過4期_充当額
539 隨1_過5期_税額
540 隨1_過5期_充当額
541 隨2_過6期_税額
542 隨2_過6期_充当額
543 隨3_過7期_税額
544 隨3_過7期_充当額
545 年特4月
546 年特6月
547 年特8月
548 年特10月
549 年特12月
550 年特2月

項目名
551 特徴6月税額
552 特徴6月充当額
553 特徴6月指定番号
554 特徴7月税額
555 特徴7月充当額
556 特徴7月指定番号
557 特徴8月税額
558 特徴8月充当額
559 特徴8月指定番号
560 特徴9月税額
561 特徴9月充当額
562 特徴9月指定番号
563 特徴10月税額
564 特徴10月充当額
565 特徴10月指定番号
566 特徴11月税額
567 特徴11月充当額
568 特徴11月指定番号
569 特徴12月税額
570 特徴12月充当額
571 特徴12月指定番号
572 特徴1月税額
573 特徴1月充当額
574 特徴1月指定番号
575 特徴2月税額
576 特徴2月充当額
577 特徴2月指定番号
578 特徴3月税額
579 特徴3月充当額
580 特徴3月指定番号
581 特徴4月税額
582 特徴4月充当額
583 特徴4月指定番号
584 特徴5月税額
585 特徴5月充当額
586 特徴5月指定番号
587 処理年月日
588 処理時刻
589 寄附金支払_申告特例
590 市寄附申告特例控除額
591 府寄附申告特例控除額
592 調整控除適用区分
593 業務雑収入
594 算出調前給与所得
595 算出所得調整控除1項
596 算出所得調整控除2項
597 算出業務雑所得
598 特定支出額
599 算出年金以外合計所得
600 人的控除合計額差額

主な特定個人情報ファイル記録項目
(収納ファイル)

1	課税年度
2	相当年度
3	税目CD
4	期別CD
5	宛名番号
6	調定額
7	納期限
8	納付額
9	領収日
10	収入日
11	更新日
12	使用業務CD
13	口座用途区分
14	口座開始年月日
15	口座停止年月日
16	口座履歴番号
17	金融機関CD
18	店舗CD
19	口座種別
20	口座番号
21	名義人漢字
22	名義人カナ
23	振替方法
24	口座振替依頼日
25	一時停止該当区分
26	備考
27	異動事由CD
28	登録年月日
29	異動年月日
30	論理削除区分
31	論理削除年月日
32	処理年月日
33	処理時刻
34	更新者職員番号

以上

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第8号(別表第二)に定める提供先一覧表				
提供先番号	提供先 (別表第二の情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第二の事務)
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項	
1	厚生労働大臣	1	第1条	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	第2条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	第3条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	第4条	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	第6条	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	第7条	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	第8条	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	第10条	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16	第12条	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	第13条	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	20	第14条	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	第16条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	26	第19条	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27	第20条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第8号(別表第二)に定める提供先一覧表				
提供先番号	提供先 (別表第二の情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第二の事務)
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項	
15	都道府県知事	28	第21条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	29		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	第22条	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	34	第22条の3	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	35	第22条の4	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	第23条	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	第24条	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	39	第24条の2	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	40	第24条の3	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	42	第25条	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	48	第26条の3	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	53	第27条	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	第28条	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	57	第31条	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	58	第31条の2の2	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第8号(別表第二)に定める提供先一覧表				
提供先番号	提供先 (別表第二の情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第二の事務)
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項	
30	地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合 連合会	59	第31条の3	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	61	第32条	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	62	第33条	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	63	第34条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村 長	64	第35条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	65	第36条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府 県知事	66	第37条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	67	第38条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	70	第39条	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府 県知事	71	第39条の2	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十 七条第一項の表の下欄に 掲げる者を含む。)	74	第40条	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	80	第43条	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	84	第43条の3	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給 の促進に関する法律第十八 条第二項に規定する賃 貸住宅の建設及び管理を 行う都道府県知事又は市町 村長	85の2	第43条の4	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第8号(別表第二)に定める提供先一覧表				
提供先番号	提供先 (別表第二の情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第二の事務)
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項	
44	都道府県知事等	87	第44条	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	91	第44条の5	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	第45条	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	94	第47条	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	第49条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	101	第49条の2	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	102	-	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	103	第51条	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	106	第53条	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	107	第54条	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第8号(別表第二)に定める提供先一覧表				
提供先番号	提供先 (別表第二の情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第二の事務)
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項	
54	都道府県知事又は市町村長	108	第55条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	第58条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	114	第59条	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	-	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	116	第59条の2の2	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	117	第59条の2の3	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	120	第59条の3	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	121	第59条の4	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項(別表第一)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表第一の項番	事務内容 (別表第1下欄)
1	母子保健課	7	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	こども相談課 子育て給付課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	保健予防課	10	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	障害福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	福祉事務所	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	社会福祉協議会	18	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	住宅課	19	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	学務保健課	27	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保険給付課 保険資格課 保険収納課	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	保険資格課	31	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	障害福祉課	34	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	住宅課	35	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項 (別表第一) に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表第一の項番	事務内容 (別表第1下欄)
14	子育て給付課	37	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	長寿安心課	41	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	子育て給付課	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
17	子育て給付課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	子育て給付課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	障害福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	母子保健課	49	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康新生児の保健指導に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子育て給付課 職員課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	保険給付課 保険資格課 保険収納課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	福祉事務所	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	保険給付課 保険資格課 保険収納課 長寿社会政策課 長寿安心課	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	保健予防課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	保険資格課	83	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項 (別表第一) に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表第一の項番	事務内容 (別表第1下欄)
28	障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
29	子育て給付課	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
30	保険資格課	95	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
31	特例給付実施部署 (地域共生課)	101	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(別紙3) 番号利用条例第3条(別表第2)に定める移転先一覧表			
移転先番号	移転先	別表第2の項番	事務内容 (別表第2に定める事務)
1	子育て給付課	1	豊中市子ども医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	子育て給付課	2	豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	保険給付課	3	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4	保険給付課	4	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成29年豊中市条例第41号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年豊中市条例第38号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
5	福祉事務所	5	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの
6	住宅課	6	市営住宅条例による住宅の管理に関する事務であって市規則で定めるもの

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税ファイル・(2)収納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○本人等(本人又は本人の代理人)から入手するもの ・届出者が対象者以外の情報を誤って記載することができないような書面書式としている。 ・窓口において本人確認書類や委任状により本人確認を職員または委託事業者が厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ・個人番号が含まれる届出(市・府民税申告書)をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。</p> <p>○eLTAX(国税連携システム)で入手するもの ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手している。 ・賦課期日時点で豊中市に居所があると申告した者の課税資料が提出されるため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。</p> <p>○他団体から入手するもの ・入手した課税資料については、職員が基本4情報に基づいて豊中市の課税対象者と合致するか確認している。</p> <p>○業務システム連携で入手するもの ・個人を特定する番号(宛名番号等)により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。</p> <p>○住基ネットで入手するもの ・基本4情報または個人番号の検索により一致した対象者の情報のみ入手するため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>○本人等、給与支払者から入手するもの ・本人が必要な情報以外を誤って記載することができないような書面様式とともに、記載要領の充実や記載方法を窓口で説明する等案内を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。</p> <p>○業務システム連携で入手するもの ・府内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。</p> <p>○他団体から入手するもの ・申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>○eLTAX(国税連携システム)、住基ネットで入手するもの ・システム上、規定された項目のみ提供されるため、不必要的情報を入手することはない。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○本人、給与支払者等から入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・書面以外の、口頭や電話、メール等の不適切な方法では届出を受け付けない。 ・アクセス権限を有する職員が許可されたIDとパスワード、生体認証でログインをした端末以外ではシステムにアクセスできないようにしている。 ○eLTAX(国税連携システム)で入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ○他団体から入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・郵送やeLTAX(国税連携システム)によるやり取りとし、メールやFAX等の不適切な方法によるやり取りは行わない。 ○業務システム連携で入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・府舎内の暗号化が施された専用ネットワークを通じて情報を入手し、入手した情報は、システム内に自動的に取り込まれるようにしており、不適切な方法による入手を抑止している。また、システム内で情報を取り込んだ記録を残し、適切に入手されていることを確認している。 ○住基ネットで入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・登録されたIDと生体認証が一致した場合のみ、システムへのログインが可能となっている。
リスクへの対策は十分か			
[十分である] <選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。 ・オンラインで申告書等を提出する場合は、公的個人認証による電子署名で本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの申告等については個人番号カード又は通知カードと本人確認書類の提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。 ・提出された個人番号と、システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、個人番号の真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○本人、給与支払者、eLTAX(国税連携システム)、他団体等から入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・届出書、申告書等と照会・照合情報との相違がある場合は、職員または委託事業者が届出者等への聞き取りを行い、届出書の補正等を行い、正確性を確保している。 ・職員または委託事業者が入力、削除及び訂正作業を行った際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者(職員に限る。)が内容確認を行い、その記録を残している。 ○業務システム連携で入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号等により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けられていることを職員が確認している。 ○住基ネットで入手するもの <ul style="list-style-type: none"> ・基本4情報または個人番号等により対象者の情報が正確に連携されることをシステム上で担保しており、入手した情報は、職員が対象者の情報との整合性を確認している。
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢>
			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○本人、給与支払者等から入手するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載台において記載中の届出書、申告書等を他人から覗かれないよう目隠しのパーテイションを設ける他、窓口の個別ブース方式等、手続き中の個人情報が漏えいしないための措置を実施している。 ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記して、当該住所宛に送付するよう説明する。 ・届出書、申告書等の紛失を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れ、一定期間ごとに専用のバインダーに綴って保管している。 <p>○システム連携で入手するもの（実施機関内の他部署からの入手）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関内の他部署におけるシステムとの連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 <p>○全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用のアプリケーション、専用の回線（インターネットに接続することができない独自の回線）を用い、操作者の認証を行うことで漏えい・紛失に対応している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・府内連携システムを介して情報連携（移転）する場合は、あらかじめ提供先の他部署から入手したい項目について申請を受け、管理者が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。 ・また、個人番号が必要でない他部署には、連携する情報に個人番号が含まれないようシステムで制御している。 ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・府内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、府内連携システムから情報を入手する際には、府内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付ができるないようにしている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税総合システム、イメージ管理システム、NTAXシステムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・管理者以外は、府内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・eLTAX（国税連携システム）、住基ネットは、利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・電子申込システムは、取り扱う職員を限定し、提出された個人番号が含まれる届出（市・府民税申告書）を出力する場合は、権限のある特定の端末を使用して入手している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員、委託事業者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。 ・税総合システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDとパスワードで認証。 システムにはIDと生体情報で認証。 ・府内連携システム 個人住民税事務担当者はアクセスできないよう制御。 ・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。 	
アクセス権限の発効・失効の管理		<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		<p>(1) アクセス権限の発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 <p>(2) 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 	
アクセス権限の管理		<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・アクセス権限管理表を作成し、管理している。 	
特定個人情報の使用の記録		<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法		<p>下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税総合システム ・住基ネット ・府内連携システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・eLTAX(国税連携システム) ・イメージ管理システム ・NTAXシステム 	

その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の情報端末の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となり、未使用時は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となるが、使用できるのは、予め使用権限が認められた者に限られている。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。 			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行うとともに、豊中市個人情報保護条例及び豊中市個人情報保護条例施行規則の諸条件の規定を誠実に守り、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を処理することを契約書にて明示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託元は必要に応じて作業現場へ立入検査を行うことができるものとしている。 ・委託元の指示により委託先はデータの処理状況、保管状況等を説明するものとしている。 ・委託先において、情報セキュリティに関する内部監査を定期的に実施し、委託元へ報告することとしている。 ・委託先において、責任者や担当者を配置し、委託元との連絡体制が速やかに行える状態にしておくこととする。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた場所以外での作業を認めておらず、電磁的記録媒体等の搬送を伴う場合も豊中市情報セキュリティ対策基準に基づいて行っている。 ・入退室を管理し、許可された者以外は作業場所に立ち入ることができない。 ・当市の許可なく閲覧・更新を行うことはできず、閲覧・更新を行う際も指定場所・指定端末でのみ作業を許可している。 ・アクセス制御を実施している。 ・端末へのログインは、個別に貸与された固有IDを使用するものとする。また、委託先の従業者に退職、異動等があった場合は、速やかに委託元へIDを返却するものとする。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	操作ログの保存
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・指定した作業場所、指定した端末でのみ従事することとし、作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。 ・課税資料や各種届出等の受け渡しの記録を残すため、授受簿を作成することとしている。
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去を契約書に明記している。 ・指定した作業場所でのみ従事することとし、作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<p>豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写・複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所・作業範囲の明確化 ・作業場所における責任者、情報保護管理責任者の設置 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>再委託の承諾方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先から再委託の承諾申出書を提出させ、内容を確認した上で、再委託先にも委託先同様、豊中市個人情報保護条例及び豊中市個人情報保護条例施行規則の規定や契約書に定める条項を守ることを条件に許諾可否を判断している。 <p>再委託承諾申出書の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先名称、再委託の内容等 <p>適切な取り扱いの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先が再委託する場合は、委託先から提出される書面により当市が承諾を行わない限り再委託できないこととしており、その旨を契約書に明記している。 ・再委託する際は、委託先の責任で契約書に定める内容を再委託先に継承しなければならないことや、委託先同様、再委託先にも罰則の規定があることを契約書に明記している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			
[] 提供・移転しない			
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法			
<p>情報の提供 扶養は正情報、住民登録外課税通知、課税資料の提供にあたっては、提供した記録を残している。</p> <p>開示請求 提供する情報をシステムにより出力した場合は、操作ログが記録され一定期間保存している。</p> <p>実施機関内の他部署 情報の提供・移転は税総合システムから共通基盤システムを介して他のシステムに行い、税総合システム、府内連携システム双方に情報提供・移転のログを一定期間保存している。</p>			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
<p>府外への提供 「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、番号法関係法令で定められた提供先、事項についてのみ行う。</p> <p>自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで豊中市個人情報保護条例第18条の規定に則ったものであることを確認している。</p> <p>実施機関内の他部署 府内連携システムを通じた情報の提供・移転においては、保有するデータベースに入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、府内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、事務に必要なない情報との紐付ができないようにしている。また、府内連携システムを介した情報連携の記録を残し、必要に応じて情報のやり取りの内容を確認する。</p>			
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報の提供 郵送または国税連携システムによる提供とし、メールやFAX等による提供は行わない。</p> <p>自己情報の開示請求者 豊中市個人情報保護条例の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。</p> <p>実施機関内の他部署 実施機関内の他システムとの連携においては、情報の漏えい、紛失の防止及び正確性担保のため、 府内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>情報の提供</p> <p>正しい情報を提供するために、提供前に複数の担当者による二重チェックを行っている。国税連携システムでの提供については、予め定められた仕様に基づく、データ提供に限定しており、不必要なデータ提供ができないようシステム上担保されている。</p> <p>自己情報の開示請求者</p> <p>市民へ情報を提供する際は、提供する情報に誤りが無いよう、複数の職員で確認を行うと共に、成りすまし等の不正な請求を防止するため本人確認を厳格に行っている。</p> <p>実施機関内の他部署</p> <p>実施機関内の他部署システムとの連携においては、税総合システムと府内連携システム、府内連携システムと他部署システムの間で宛名番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。また府内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った情報を他システムに提供・移転することが無い。</p>		
	<input type="checkbox"/> 十分である <選択肢> <ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 		
	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <選択肢> <ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 		

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性 が 担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維 持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保して いる。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するととも に、 通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る 特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保され て いる。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施す るため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止す る仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照 会 機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切 なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信 する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みに なっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維 持 した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリス ク に対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するととも に、 通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障 害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p><税総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置></p> <p>中間サーバーに保存される地方税関連情報の副本は、税総合システムから府内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p><税総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置></p> <p>中間サーバーに保存される地方税関連情報の副本は、税総合システムから府内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したLGWANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーに保存される地方税関連情報の副本については、税総合システムから、府内連携システムや宛名システムを介して、中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバーの副本内容が税総合システムの情報と同一の情報であることを担保している。 ・中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、誤った情報の提供を防止している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
<p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
<p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p>
<p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p>
<p>②中間サーバーと団体についてV рН等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p>
<p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>

⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバー室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバーは専用のサーバーラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。 <p><サーバー室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システム等のサーバーが保管されているサーバー室においては、職員もしくは電子計算機室統合運用保守業務の委託業者が常駐して、その他の委託業者のみによる作業を許可しない対策を実施している。 <p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①税総合システム等をデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、金属探知機や警備員などにより確認している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の情報端末の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・データセンターと当市との接続は専用回線を用い、外部からの接続を制御している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 正本情報を管理する税総合システムから府内連携システムや中間サーバー等へ連携される情報の更新状況をシステムで監視し、異常が検知された場合は速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 税総合システムで保有する正本情報と府内連携システムや中間サーバー等で保有する副本情報が一致していることを確認するため、定期的に整合処理を実施し、不一致となっている場合は、速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 入手した情報については職員が速やかに更新を行うようにしている。 更新を行った際は、確実に更新されることをシステムで担保しているが、更新を行ったものとは別の職員が正しく更新されているか確認を行い、確認を行った記録を残している。 					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク						
消去手順	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>					
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> 税総合システムで保有する正本情報と府内連携システムや中間サーバー等のシステム内で保有する副本情報と一致しているか確認するため、定期的に整合処理を実施し、不一致となっている場合は、速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 保存年限の定めに応じて、保存年限の過ぎた特定個人情報は、システムにてデータベースから消去している。 紙媒体は保管期間ごとにわけて保管し、保存年限が過ぎているものについては、焼却処理を行う。 データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存している。 保管期間の過ぎたバックアップもシステムにて自動判別し消去。廃棄の際は廃棄履歴を作成し、保存している。 					
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置						

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>豊中市情報セキュリティ対策基準の規定を順守するための自己点検チェックシートを作成し、毎年1回各システムの点検を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、内部監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 また、年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。</p> <p>委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	
②請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	
特記事項		
③手数料等	[無料] (手数料額、納付方法:)	<選択肢> 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市・府民税課税台帳(個人住民税ファイル)、市・府民税収納状況一覧表(収納ファイル)	
公表場所	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	
⑤法令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	財務部 市民税課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2131	
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。 	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年8月4日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	豊中市ホームページでパブリックコメントを実施する旨を公開し、郵送、ファクシミリ、電子メールのほか、市民税課に直接持参する方法により、国民・住民からの意見を聴取する。
②実施日・期間	<p>【1回目】平成27年5月7日(木曜日)から平成27年6月5日(金曜日)まで 【2回目】令和2年4月6日(月曜日)から令和2年5月8日(金曜日)まで 【3回目】令和4年4月8日(金曜日)から令和4年5月9日(月曜日)まで</p>
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	<p>【1回目】意見なし。 【2回目】意見なし。 【3回目】意見なし。</p>
⑤評価書への反映	<p>【1回目】意見なしのため反映なし。 【2回目】意見なしのため反映なし。 【3回目】意見なしのため反映なし。</p>
3. 第三者点検	
①実施日	<p>【1回目】平成27年7月15日(水曜日) 【2回目】令和2年6月12日(金曜日) 【3回目】令和4年7月25日(月曜日)</p>
②方法	<p>豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会により第三者点検を行う。 ・豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会から委員会の専門部会へ評価を委任。 ・専門部会で評価書の審議を行い答申(点検結果)を決定。</p>
③結果	<p>【1回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。「留意すべき事項がある」との点検結果により評価書の修正を行った意見については以下のとおり。</p> <p>・「I 基本情報」「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の事務の内容フロー図(別添1)において、情報を入手する際の表現として「照会」と「取得」があるので、意味が同じであるならば文言を統一されるほうが良いと思われる。また、包括的な記載になっているとは思われるが、評価書本文に記載されている「使用するシステム」の内、フロー図に書かれていないものがあるので、本文とフロー図の整合性をとることが望ましいと思われる。</p> <p>・「IIIリスク対策(プロセス)」「特定個人情報の提供・移転」において、「特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」の「実施機関内の他部署」についての記載が「特定個人情報以外の個人情報の目的外利用の手続き等」に基づいた内容となっており、府内連携する特定個人情報の項目を法令で定められた事務や情報の範囲ではなく、個別判断で行っているように誤解されてしまう恐れがあるため、書き方を再検討されることが望ましいと思われる。</p> <p>【2回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。</p> <p>【3回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。</p>

4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	I-5 法令上の根拠	右の条項を追加	豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」といいます。) 第3条	事後	重要な項目の変更であるが、すでに移転先1において予定されていたため、重要な変更に当たらない
平成28年6月17日	I-7-② 所属長	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：鈴木 勝之 税務企画課：山脇 正幸	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 税務企画課：山脇 正幸	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-4 委託の有無	9件	8件	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
平成28年6月17日	II-4 委託事項5	納税通知書の封入封緘	給与所得に係る特別徴収税額の通知書の封入封緘	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
平成28年6月17日	II-4 委託事項6	個人住民税申告書の封入封緘	委託事項6を削除し、委託事項7～9を 委託事項6～8に繰り上げ。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
平成28年6月17日	II-5 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(62)件 [○] 移転を行っている(24)件	[○] 提供を行っている(62)件 [○] 移転を行っている(34)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-5(移転先2) ①～⑦		移転先2を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-5(提供先6) ①～⑦	提供先6 個人市民税の納稅義務者	提供先6を削除し、提供先7を提供先6に繰り上げ。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
平成28年6月17日	II-5(移転先1)-① 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1)に基づく利用のため番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用条例第3条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-5(移転先1)-② 提供先における用途	番号法 第9条第1項（別表第1）及び番号法第9条第2項に基づく条例に定める各事務(別紙2参照)	番号法 第9条第1項(別表第1)に定める各事務(別紙2参照)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-2(システム7・8) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム7：汎用機税宛名システム(平成28年12月まで宛名整備用として使用) システム8：汎用機課税支援システム(平成28年12月まで使用)	システム7及び8を削除し、システム9以降を繰り上げ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-6-② 法令上の根拠	右の記述を追記	番号法第19条第8号	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-7-① 担当部署	財務部 市民税課・納税管理課・税務企画課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-7-② 所属長	市民税課：森山 幸雄 紳税管理課：中積 崇 税務企画課：山脇 正幸	市民税課：森山 幸雄 纳税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-2-⑥ 事務担当部署	財務部 市民税課・納税管理課・税務企画課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-3-⑦ 使用部署	財務部 市民税課・納税管理課・税務企画課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	事後	重要な項目の変更であるが、担当部署の変更であり、重要な変更に当たらない
平成29年6月29日	II-4 委託の有無	(8)件	(7)件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
平成29年6月29日	II-4(委託事項3)	課税資料データ入力業務委託	課税資料データ税総合システム取込み業務委託	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項3) ①委託内容	紙で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用しデータ入力を行う。データ入力後、本市のデータ形式へ加工し納品する。	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認、問合せ、照会、回答、転送し、システムに取込を行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項3) ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)	左の記述を削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項3) ⑥委託先名	入札により決定	株式会社ジェイ エスキューブ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項8) ①～⑨	委託事項8を削除		事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている(62)件 移転を行っている(34)件	提供を行っている(63)件 移転を行っている(34)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5(提供先4) ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5(提供先6) ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号、政令第22条	番号法 第19条第9号、政令第22条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5(提供先7) ①～⑦		提供先7を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	III-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 - 具体的な制限方法	庁内の定められた場所以外での作業を認めておらず、電磁的記録媒体等の搬送を伴う場合も豊中市情報セキュリティ対策基準に基づいて行っている。		事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
平成29年6月29日	III-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 - 規定の内容	右の記述を追記	漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
平成29年6月29日	V-1-① 請求先	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	V-1-④ 個人情報ファイル簿の公表 - 公表場所	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-7-① 担当部署	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	I-7-② 所属長	市民税課：森山 幸雄 納稅管理課： 中積 崇 市民課：向井 義博	市民税課：森山 幸雄 紳稅管理課： 中積 崇 市民課：向井 義博 庄内出張所：岡本 淳子 新千里出張所：千葉 幸恵	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	II-2-⑥ 事務担当部署	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	II-3-⑦ 使用部署	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	I-2(システム2) ③他のシステムとの接続	[]税務システム [○]その他(個人住民税システム、滞納整理システム)	[○]税務システム []その他()	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2(システム3) ③他のシステムとの接続	[]府内連携システム [○]宛名システム [○]税務システム [○]その他(個人住民税システム、滞納整理システム)	[○]府内連携システム []宛名システム 等 [○]税務システム []その他()	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-2 ④記録される項目 - 全ての記録項目	(別添2)ファイル記録項目	別添2に詳細な項目を追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4 委託の有無	(7)件	(4)件	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	II-4 委託事項3	課税資料データ税総合システム取込み業務委託	課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャナ・照会業務委託	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項3) ①委託内容	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認、問合せ、照会、回答、転送し、システムに取込を行う。	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認、問合せ、照会、回答、転送し、システムに入力を行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項3) ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 - その妥当性	短期間で大量の課税資料を処理する必要があるため。	短期間で大量の課税資料を処理し、税の賦課・徴収に係る業務を執行するために必要である。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4 委託事項4、5、6	削除	委託事項7を委託事項4に繰り上げ	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	III-3(リスク1) 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税総合システム、課税支援システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	税総合システム、イメージ管理システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	III-3(リスク1) 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	課税支援システム内の情報は税総合システムから情報連携され、直接編集できないようシステム内で制御している。	左の記述を削除	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	III-3(リスク2) ユーザ認証の管理 - 具体的な管理方法	・課税支援システム・eLTAX・国税連携システム システムにはIDとパスワードで認証。	・イメージ管理システム・eLTAX・国税連携システム システムにはIDとパスワードで認証。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	III-3(リスク2) 特定個人情報ファイルの使用の記録 - 具体的な方法	・課税支援システム	・イメージ管理システム	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
平成30年6月28日	IV-2 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月28日	V-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	III-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2-システム4②	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-7-① 部署	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-7-② 所属長の役職名	市民税課：森山 幸雄 紳稅管理課： 中積 崇 市民課：向井 義博 庄内出張所：岡本 淳子 新千里出張所：千葉 幸恵	市民税課長・税務管理課長・財政課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別添1	右項目を追加	②寄附金税額控除に係る申告特例申請書が提出される。 ②寄附金税額控除に係る申告特例通知書をデータで送信する。 ③寄附金税額控除に係る申告特例通知書を税総合システムに取り込む。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別添1	汎用機税宛名システム	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II-3-③入手の時期・頻度	・所得税の確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書について	・所得税の確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書について	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-2-⑥ 事務担当部署	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-4 委託の有無	(4)件	(3)件	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和1年6月28日	II-4 委託事項4	保存文書のCD-ROM作成及び、マイクロ撮影業務委託	削除	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和1年6月28日	II-3-⑦使用部署	財務部 市民税課・納稅管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目を提供先番号11に新規追加	提供先:市町村長 別表第二の項番:20 主務省令の条項:第14条 提供先における用途:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目を提供先番号25に新規追加	提供先:市町村長 別表第二の項番:53 主務省令の条項:第27条 提供先における用途:知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	高齢者支援課	長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	右項目を移転先番号5に新規追加	移転先:障害福祉課 別表第一の項番:34 事務内容:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	右項目を移転先番号11に新規追加	移転先:障害福祉課 別表第一の項番:35 事務内容:知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	健康増進課	母子保健課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目を提供先番号21に新規追加	提供先:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 別表第二の項番:38 主務省令の条項:第24条 提供先における用途:学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目の主務省令の条項を追加	別表第二の項番:34,39,40,58,59	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	別表第二の項番 35 主務省令の条項 第22条の2	別表第二の項番 35 主務省令の条項 第22条の4	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	提供先番号58 別表第二の項番117	施行日前のため今回は削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	提供先番号59 別表第二の項番120	提供先番号59 別表第二の項番119	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	移転先番号10,26,29 市民課	移転先番号10,26,29 保険資格課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	移転先番号29(別表第一-95)、30(別表第一-98)	施行日前のため今回は削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-1 ②事務の内容	納税証明書の交付請求に基づき、納付状況を確認し証明書を交付する。	課税証明書、納税証明書の交付請求に基づき、課税状況・納付状況を確認し、証明書を交付する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	I-2 システム2②	追加	【口座振替管理機能】 ・口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-2 システム3②	【口座振替管理機能】 ・口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-2 システム4②	右の機能を追記	V電子納税データ連携機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-2 システム4③	〔〇〕その他(媒体等での連携のため、他システムとの接続はしない。)	〔〇〕税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-2 システム5②	右の記述を追記	V扶養は正情報・住民登録外課税通知の送受信機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-2 システム5③	〔〇〕その他(媒体等での連携のため、他システムとの接続はしない。)	左の記述を削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-2 システム11	なし	追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-7	①部署 財務部 市民税課・税務管理課 ・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所 ②所属長の役職名 市民税課長・税務管理課長・財政課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	①部署 財務部 市民税課・税務管理課・財政課 ②所属長の役職名 市民税課長・税務管理課長・財政課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(1)全体編⑯	本人等からの請求にもとづき、納税証明書を発行する。	本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(2)窓口編	なし	追加	事前	重要な項目の変更
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(収納編)⑦	右の記述を追記	eLTAX	事後	重要な項目の変更
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(収納編)⑦	右の記述を追記	クレジットカード	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-2 ⑥事務担当部署	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-3 ①入手元	〔〇〕評価実施機関内の他部署(住民基本台帳情報を保有する担当部署)	〔〇〕評価実施機関内の他部署(市民課、保健資格課、福祉事務所)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-3 ①入手元	〔〇〕地方公共団体・独立行政法人(各市町村)	〔〇〕地方公共団体・独立行政法人(各市町村、地方公共団体情報システム機構)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-3 ①入手元	〔〇〕民間事業者(給与支払者、年金支払者)(日本年金機構除く)	〔〇〕民間事業者(給与支払者、年金支払者)(日本年金機構除く)、金融機関	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-3 ⑦使用部署	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-3 ⑧使用方法 V証明書発行	交付請求があつたものについて、収納状況を確認の上、納税証明書を交付する。	交付請求があつたものについて、課税状況・収納状況を確認の上、課税証明書・納税証明書を交付する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項2-⑦	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項2-⑧	右記を追加	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項2-⑨	右記を追加	上記委託内容と同様	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項3-①	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認・問合せ、照会、回答、転送し、システム入力を行う。	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・確認・問合せ、スキャニング処理、システム入力、所得照会回答、資料回送、返戻調査を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項3-②対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人のうち、課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)が書面により提出された者。	納税義務者、特別徴収義務者	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項3-④	〔〇〕その他()	〔〇〕その他(当システム内で入力作業を行う)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	II-4. 委託事項3-⑥	株式会社ジェイ エスキューブ	トッパン・フォームズ株式会社	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項3-⑨	上記委託内容と同様	紙で提供された課税資料のパンチ入力業務	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	II-4. 委託事項4	なし	追加	事前	重要な項目の変更
令和2年8月4日	II-5	[○]提供を行っている(63)件 [○]移転を行っている(34)件	[○]提供を行っている(66)件 [○]移転を行っている(29)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	II-5 提供先6 (6)提供方法	[]専用線	[○]専用線	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	II-6 (1)保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号18 主務省令の条項	なし	第22条の3	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号19 主務省令の条項	第22条の2	第22条の4	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号39 提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号52 提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号59 別表第二の項番	119	120	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号60 主務省令の条項	なし	第59条の2の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号1 事務内容	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親の認定若しくは養育縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親の認定若しくは養育縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号9 移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号9 事務内容	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号20 事務内容	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号22 移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号24 移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課 長寿社会政策課	保険給付課 保険資格課 保険収納課 長寿社会政策課 長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号28 事務内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号29	移転先 保険予防課 別表第一の項番 98 事務内容 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号30	なし	追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	III-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	eLTAXで入手するもの ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 電子媒体で入手するもの ・事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手している。 他団体から入手するもの ・申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて豊中市の課税対象者と合致するか確認している。 全般 ・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出しし、複数人で確認を行っている。	○eLTAX(国税連携システム)で入手するもの ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手している。 ・賦課期日時点で豊中市に居所があると申告した者の課税資料が提出されるため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。 削除 ○他団体から入手するもの ・入手した課税資料については、職員が基本4情報に基づいて豊中市の課税対象者と合致するか確認している。 ○住基ネットで入手するもの ・基本4情報または個人番号の検索により一致した対象者の情報のみ入手するため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。 削除	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	右の記述を追記	○他団体から入手するもの ・郵送やeLTAX(国税連携システム)によるやり取りとし、メールやFAX等の不適切な方法によるやり取りは行わない。	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口で本人が申告書等を提出する場合は、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。	・窓口で本人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。	事前	重要な項目の変更
令和2年8月4日	III-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税総合システム、イメージ管理システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	・税総合システム、イメージ管理システム、NTAXシステムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要的情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・担当者以外、eLTAX、国税連携システムにログインできないよう、システムで制御している。	・eLTAX(国税連携システム)、住基ネットは、利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。	・システムを利用する職員、委託事業者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・イメージ管理システム・eLTAX・国税連携システム ・システムにはIDとパスワードで認証。	・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム ・システムにはIDとパスワードで認証。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・課税支援システム	左記システム廃止のため記述を削除	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	右の記述を追記	・イメージ管理システム ・NTAXシステム	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	右の記述を追記	・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となり、未使用時は接続できないよう制御している。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	右の記述を追記	・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となるが、使用できるのは、予め使用権限が認められた者に限られている。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-4 情報保護管理体制の確認	右の記述を追記	・委託先において、情報セキュリティに関する内部監査を定期的に実施し、委託元へ報告することとしている。 ・委託先において、責任者や担当者を配置し、委託元との連絡体制が速やかに行える状態にしておくこととする。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-4 具体的な制限方法	右の記述を追記	・端末へのログインは、個別に貸与された固有IDを使用するものとする。また、委託先の従業者に退職、異動等があった場合は、速やかに委託元へIDを返却するものとする。	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	右の記述を追記	・課税資料や各種届出等の受け渡しの記録を残すため、授受簿を作成することとしている。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・作業場所・作業場所における責任体制・作業範囲の明確化	・作業場所、作業範囲の明確化 ・作業場所における責任者、情報保護管理責任者の設置	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	III-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	情報の提供 納税通知書や個人市・府民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知(住登外者の二重課税防止)等の発送に当たっては、発送記録を残している。	情報の提供 扶養是正情報、住民登録外課税通知、課税資料の提供にあたっては、提供した記録を残している。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	情報の提供 納税通知書や個人市・府民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知(住登外者の二重課税防止)の発送、国税庁への提供については、定められた様式で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。	情報の提供 郵送または国税連携システムによる提供とし、メールやFAX等による提供は行わない。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	情報の提供 正しい情報を提供するために、提供前に複数の担当者による二重チェックを行っている。 eLTAXでの提供については、予め定められた仕様に基づく、データ提供に限定しており、不適切な方法でのデータ提供ができないよう対策を実施している。 納税通知書、個人市・府民税申告書地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、送付前に送付先の確認を徹底している。	情報の提供 正しい情報を提供するために、提供前に複数の担当者による二重チェックを行っている。 国税連携システムでの提供については、予め定められた仕様に基づく、データ提供に限定しており、不必要的データ提供ができないようシステム上担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-6 リスク5 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-7 リスク1 (5)物理的対策 - 具体的な措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 右の内容を追記	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	III-7 リスク3 手順の内容	・保存年限の定めに応じて、保存年限の過ぎた特定個人情報をシステムにて自動判別し消去している。	・保存年限の定めに応じて、保存年限の過ぎた特定個人情報は、システムにてデータベースから消去している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	IV-2 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	IV-3	-	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	VI-1-①実施日	平成27年8月25日	令和2年8月3日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	VI-2-②実施日・期間	右記を追加	【2回目】令和2年4月6日(月曜日)から令和2年5月8日(金曜日)まで	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	VI-2-④主な意見の内容	右記を追加	【2回目】意見なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	VI-2-⑤評価書への反映	右記を追加	【2回目】意見なしのため反映なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	VI-3-①実施日	右記を追加	【2回目】令和2年6月12日(金曜日)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	VI-3-③結果	右記を追加	【2回目の結果】評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙3 (移転先番号3)事務内容	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)による医療に要する費用の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙3 (移転先番号4)事務内容	豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成29年豊中市条例第41号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年豊中市条例第38号)による医療に要する費用の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-1-②別添1(1)図上② ㉗	他課	財政課	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和2年10月20日	I-2	右記のシステムを追加	システム12：電子申込システム	事前	
令和2年10月20日	(別添1)事務内容_(1)全体	③市・府民税申告書が提出される。	③-1 窓口または郵送で市・府民税申告書が提出される。 ③-2 電子申込システムにより市・府民税申告書が提出される。	事前	
令和2年10月20日	III-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記を追加	・個人番号が含まれる届出（市・府民税申告書）をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。	事前	
令和2年10月20日	III-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追加	・オンラインで申告書等を提出する場合は、公的個人認証による電子署名で本人確認を行う。	事前	
令和2年10月20日	III-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	右記を追加	・電子申込システムは、取り扱う職員を限定し、提出された個人番号が含まれる届出（市・府民税申告書）を出力する場合は、権限のある特定の端末を使用して入手している。	事前	
令和2年10月20日	III-3 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・イメージ管理システム・eLTAX（国税連携システム）・NTAXシステム システムにはIDとパスワードで認証。	・イメージ管理システム・eLTAX（国税連携システム）・NTAXシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム3 ①システムの名称	収納管理システム	収納管理システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-2 システム3 ③他のシステムとの接続	[○]府内連携システム	[○]府内連携システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-2 システム11 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[○]税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	(別添1)事務内容_(3)収納編	事務の流れ（収納編） ⑦ コンビニ・金融機関・郵便局・口座振替・eLTAX・クレジットカードを利用し納付する。	事務の流れ（収納編） ⑦ コンビニ・金融機関・郵便局・口座振替・eLTAX・クレジットカード・スマートフォン決済等を利用し納付する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	II-2 ④記録される項目 主な記録項目	[○]障害者福祉関係情報	[○]障害者福祉関係情報	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	II-2 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ・国税関係情報：申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・地方税関係情報：所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・医療保険関係情報：社会保険料支払額を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・障害者福祉関係情報：障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・生活保護・社会福祉関係情報：個人住民税の非課税判定のため。 ・年金関係情報：年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他：口座振替情報を管理するため。	【業務関係情報】 ・国税関係情報：申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・地方税関係情報：所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・医療保険関係情報：社会保険料支払額を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・障害者福祉関係情報：障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・生活保護・社会福祉関係情報：個人住民税の非課税判定のため。 ・介護・高齢者福祉関係情報：障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行いうため。 ・年金関係情報：年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他：口座振替情報を管理するため。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	II-3 ③入手の時期・頻度	右記を追加	・障害者福祉関係情報について、2月に入手	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	II-5 提供先2 ⑥提供方法	[○]専用線 [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]紙	[○]専用線 [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]紙	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	II-6 ③消去方法	保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。	保管期間を過ぎたデータについては適宜システムから削除を行い、ハード更改の際は物理的破壊により完全に消去する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	右記を追加	592.調整控除適用区分、593.業務雑収入、594.算出調前給与所得、595.算出所得調整控除1項、596.算出所得調整控除2項、597.算出業務雑所得、598.特定支出額、599.算出年金以外合計所得、600.人の控除合計額差額	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	別紙2 (移転先番号9)移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	保険給付課 保険資格課 保険収納課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	別紙2 (移転先番号22)移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	保険給付課 保険資格課 保険収納課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	III-2 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク	○本人、給与支払者等から入手するもの ・書面以外の、口頭や電話、メール等の不適切な方法では届出を受け付けない。 ・アクセス権限を有する職員が許可されたIDとパスワードでログインをした端末以外ではシステムにアクセスできないようにしている。	○本人、給与支払者等から入手するもの ・書面以外の、口頭や電話、メール等の不適切な方法では届出を受け付けない。 ・アクセス権限を有する職員が許可されたIDとパスワード、生体認証でログインをした端末以外ではシステムにアクセスできないようにしている。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	III-3 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・税総合システム・中間サーバー 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・府内連携システム・団体内統合宛名システム 個人住民税事務担当者はアクセスできないよう制御。 ・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。	・税総合システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDとパスワードで認証。 システムにはIDと生体情報で認証。 ・府内連携システム 個人住民税事務担当者はアクセスできないよう制御。 ・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	III-7 リスク1:⑤具体的な対策の内容	・住民基本台帳システム等のサーバーが保管されているサーバー室においては、職員が常駐して、委託業者のみによるサーバー室内での作業を許可しない対策を実施している。	・住民基本台帳システム等のサーバーが保管されているサーバー室においては、職員もしくは電子計算機室統合運用保守業務の委託業者が常駐しその委託業者のみによる作業を許可しない対策を実施している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	IV-1-②監査 具体的な内容	民間機関等より調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善している。	削除	事前	
令和4年1月21日	I-6-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) ・番号法第19条第8号 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第27の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) ・番号法第19条第9号 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 别表第二の第27の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年1月21日	II-5-① 法令上の根拠	提供先1 番号法 第19条第7号（別表第二）に定める情報照会者(別紙1参照) 提供先4 番号法第19条第9号 提供先6 番号法 第19条第9号 提供先7 番号法第19条第8号	提供先1 番号法 第19条第8号（別表第二）に定める情報照会者(別紙1参照) 提供先4 番号法第19条第10号 提供先6 番号法 第19条第10号 提供先7 番号法第19条第9号	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-2 ④記録される項目 - 全ての記録項目 (別添2)ファイル記録項目	主な特定個人情報ファイル記録項目(収納ファイル) 1 課税年度 2 相當年度 3 税目CD 4 期別CD 5 宛名番号 6 調定額 7 納期限 8 納付額 9 領收日 10 収入日 11 更新日	変更前の項目に下記を追加 12 使用業務CD 13 口座用途区分 14 口座開始年月日 15 口座停止年月日 16 口座履歴番号 17 金融機関CD 18 店舗CD 19 口座種別 20 口座番号 21 名義人漢字 22 名義人ふりがな 23 振替方法 24 口座振替依頼日 25 一時停止該当区分 26 備考 27 異動事由CD 28 登録年月日 29 異動年月日 30 論理削除区分 31 論理削除年月日 32 処理年月日 33 処理時刻 34 更新者職員番号	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	(別添1) 事務内容 (1)全体編	⑯ 本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。	⑯-1 本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。 ⑯-2 電子申込システムにより課税証明書交付請求書が提出される。	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	(別添1) 事務内容 (2)窓口編	4)課税証明書(過年度分のみ)の発行依頼があった場合 4-① (委託事業者が)市民課よりシステム上出力できない課税証明書の発行依頼を受け、課税証明書を作成し、(職員が)点検を行う。 4-② (委託事業者が)市民課へ証明書を渡す。	削除	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更に当たらない
令和4年12月16日	I-2. システム12-②	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット(電子)から各種届出や申請の申込をするシステム。このシステムを使用し、市・府民税申告書の電子申告や各種証明書の電子での交付請求及び市税過誤納金の電子での還付請求を受付する。		事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・課税資料に個人番号が記載されるようになり、その課税資料に基づき賦課情報を作成するため。 ・納税者に対する課税・納稅業務を適正に行うため。 ・賦課情報は共通基盤から中間サーバーに提供され、情報提供ネットワークシステムを介して、他市町村・他機関にて利用されるため。 ・過誤納還付金を、登録済の公金受取口座への振込を希望する納税者に対応するため。	・課税資料に個人番号が記載されるようになり、その課税資料に基づき賦課情報を作成するため。 ・納税者に対する課税・納稅業務を適正に行うため。 ・賦課情報は共通基盤から中間サーバーに提供され、情報提供ネットワークシステムを介して、 他市町村・他機関にて利用されるため。 ・過誤納還付金を、登録済の公金受取口座への振込を希望する納税者に対応するため。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・個人特定、名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られる。 ・減免申請の際の生活保護受給証明書の添付書類が不要となる。 ・扶養控除の適用要件の確認において、事務の効率と正確性が向上する。 ・過誤納還付金振込口座の確認において、事務の効率と正確性が向上する。	・個人特定、名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られる。 ・減免申請の際の生活保護受給証明書の添付書類が不要となる。 ・扶養控除の適用要件の確認において、事務の効率と正確性が向上する。 ・過誤納還付金振込口座の確認において、事務の効率と正確性が向上する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	II-2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ・その他:口座振替情報を管理するため。	【業務関係情報】 ・その他:口座情報を管理するため。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	II個別的に対応する事務 ・宛名情報について、住民基本台帳が更新される都度入手 ・5月以降、新規申告及び、税額更正に関する申告時に入手 ・各種届出が提出される都度入手 ・口座振替の申込みがあった都度入手	II個別的に対応する事務 ・宛名情報について、住民基本台帳が更新される都度入手 ・5月以降、新規申告及び、税額更正に関する申告時に入手 ・各種届出が提出される都度入手 ・口座振替の申込みがあった都度入手 ・公金受取口座への過誤納還付金振込の申込みがあった都度入手	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	II-4. 委託事項3-⑥ II-4. 委託事項4-⑥	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社パソナ	事前	
令和4年12月16日	II-5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (66件) [○]移転を行っている (29件)	[○]提供を行っている (67件) [○]移転を行っている (37件)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号29) ①法律上の根拠(主務省令の条項)	第31条の2	第31条の2の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号45) ①法律上の根拠(主務省令の条項)	第44条の2	第44条の5	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号57) ①法律上の根拠(主務省令の条項)	第50条	—	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号58) ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号61) 提供先 ①法律上の根拠 ②提供先における用途	右記を追加	(提供先番号61) 提供先 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ①法律上の根拠 ・別表第二の項番:121 ・主務省令の条項:第59条の4 ②提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号1) 事務内容	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親の認定若しくは養育縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号3) 移転先 別表第一の項番 事務内容	移転先:子育て給付課 別表第一の項番:9 事務内容: 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号5) 事務内容	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号6) 事務内容	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号7) 移転先 別表第一の項番 事務内容	右記を追加	移転先:社会福祉協議会 別表第一の項番:18 事務内容: 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号9) 移転先 別表第一の項番 事務内容	右記を追加	移転先:学務保健課 別表第一の項番:27 事務内容: 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号31) 移転先 別表第一の項番 事務内容	右記を追加	移転先:特例給付実施部署(地域共生課) 別表第一の項番:101 事務内容: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更